

蘇詩佚注中の東坡先生年譜と 蓬左文庫蔵古鈔本について

倉田淳之助

私は以前、京都で同志諸君と永年、中国詩研究会を続け、唐宋の代表詩人の作を読み続けた。その中、杜甫と蘇軾は代表詩人として、杜甫は一年半近く、東坡は杜甫の三倍程の年月を要した。何れの場合も出来る限り資料を網羅し、時には資料展を開いたが、東坡の場合は事情が異なり、日本伝来の資料が有力になった。というのは、坡詩は禪の機悟に役立つので、無二の教科書として五山僧侶の間に研究され、幾つもの解釈なり、いわゆる鈔物が作られた。私が京都の建仁寺両足院の蔵書を調査した時、偈頌作成の苦心の資料も見た。坡詩の解釈書を集めた『四河入海』も勿論あった。

当時、伊藤住職の話では、小僧時代掃除して居ると、仏壇の下にお布施が投げ込まれていたという。時は隔つが物慾を滅却したいわゆる高僧が坡詩を研究し、講義をしていた様を連想した。東坡の時代、儒教の窮屈さを脱却する莊子を学ぶことは政策上禁じられていたが、東坡の才能は莊子の思想を溶融して闡揚し映発した。東坡や山谷は僧侶との交際があり、仏理にも通じていて、明の凌濛初に『東坡禅喜集』の著があり、建仁寺両足院にあるのを見た。五山僧が傾倒するのは当然と言えよう。しかしその傾倒から当時、坡詩の研究資料は中国から極力将来されたようで、『四河入海』などの鈔物中に中国ではその後伝わらなくなつた書物が使われている。ここで取り上げる東坡先生年譜や蓬左文庫の古鈔本中に見える書物もそうである。『蘇詩佚注』の佚注もそこから出るのである。この論は年譜のことを書くのが主目的

であるが、年譜は『蘇詩佚注』中に収めた一つで、坡詩研究の連環上、先ず『蘇詩佚注』の内容と目標を概略述べて置きたい。『蘇詩佚注』は中国詩研究会の研究成果の一つとして、昭和四十一年東方学研究日本委員会を通じて Harvard Yenching Institute から得た資金で出版したものである。内容は佚注と、宋板東坡集と古鈔本東坡先生詩の影印である。佚注は、施元之・顧禧の東坡詩注と趙次公注である。坡詩については『四家註』『五家註』『八家註』『十家註』『百家註』等、注を集めたものや或は単独のものなど注釈は多かつたが、施顧注が勝れていることは作られる時から認められていた。というのは嘉泰二年（一一〇一）に陸游の『渭南集』（卷十五）に施司諫註東坡詩序があり、「司諫公以知識博學、名天下、且用工深、歷歲久、又助之以顧君景蕃之該洽、則於東坡之意、蓋幾可以無憾矣」と贊評を述べて居る。しかしその注が完成して出版したことは分り乍ら細い事情が分らない点もあったが、思いがけなく出て来た『東坡先生年譜』を手にして始めて明確になった。『年譜』には施元之の子の宿の序と跋があり、序に「東坡先生詩、有蜀人所註八家、行於世已久、先君司諫病其缺略未究、遂因閒居、隨事詮釋、歲久成書、然當亡恙時、未嘗出以視人、后二十餘年、宿佐郡會乩（稽）、始請待制陸公、爲之序、……先君末年所得未及筆之書者、亦尙多有、故止於今所傳、宿因陸公之說、拊卷流涕、欲有以廣之而未暇、自頃奉祠數年、舊春蒙召、未幾汰去、杜門無事、始得從容放意其間、」とあり（施元之が在職した司諫とは朝政や百官に違失があれば諫正する役）、この序は嘉定二年（一二〇九）であるが、陸游に序を貰つてから二十余年を遡ると淳熙八年（一一八二）前後となる。それが施元之の卒年と見、乾道八年（一一七二）に在官していた事が、余嘉錫の『四庫提要弁証』「施注蘇詩」の条に『宋会要』（第一二〇冊）を引いてあり、退官は余り間がないようであるから、施元之が閒居して注釈に力を注げる時間は八、九年間であったであろうか。顧禧については『洪武蘇州府志』卷三八人物文芸に「顧禧字景繁、……禧雖受世賞、不求仕進、居光福山中、閉戶讀誦、博極墳典、著書甚富、與司諫吳興施元之、注蘇子瞻詩、尤詳」とある。施元之の子の宿が東坡詩注に手を加えたかどうかが問題になつ

ていることがあるが、右の序を見れば、彼も官を去つて後、手を加えたことは明かで、事實注中に宿の名を冠した注が見える。宿は嘗て余姚県の知事となり紹興府（会稽郡を南宋の紹興の初にこの名に改む）通判となり、中心となつて『嘉泰会稽志』を撰したが、陸游もその地の人として関係もあつたようで、游は嘉泰元年に序文を書いている（『渭南集』卷一四）。時に游は七十七歳。その時の親近から東坡詩注の序になつたのだが、みずから山陰老民と書いている。宿にとつてこの著作経験は後に役立つた筈である。宿の序に「舊春蒙召、未幾汰去、杜門無事、始得從容放意其間、」とあるから、嘉定元年あたりから専心、注と年譜に従事したのであり、六年に刊行の跋を書いたのであるが、周密の『癸辛雜識』別集に「宿晚爲淮東倉曹、……宿嘗以其父所注坡詩、刻之倉司、有所識傳碑字漢孺、湖州人、窮乏相投、善歐書、遂俾書之、鋟版、以賙其歸、」とあり、晩年は在職していて、詩注を知合の傳碑に書かせて出版したという。知合の傳碑は『会稽志』の巻末に、「安撫使司校正書籍傳碑」とある人である。宿は同年に自分の作った『石鼓音』も淮東倉司で刻したことが翁方綱の『蘇詩補注』附録に見える。しかし感情の縛れから、公費を私して出版したと誣告され、宿の死後間もなく籍歿され、一家離散したが、数年して赦恩と大赦があり、家族は旧に還り、又陳情に依つて嘉定十五年に宿の前官も復することを許されたという。（余嘉錫の『四庫提要弁証』「嘉泰會稽志」の条『宋会要』第一〇四冊を引く。）こういう不運があつて、『施顧註東坡先生詩』（以下『施註蘇詩』と略称）が流行が押えられたという『四庫提要』の説もあるが、それは悪い条件ではあっても、中国の旧社会では書物の刊板は戦乱でない限り鄭重に取扱われて、長い年月使われるのが常である。『施註蘇詩』は相当行われた筈で、五十年後景定三年（一二六二）鄭羽が修正した「鄭羽重刊施註本跋」は、『蘇文忠詩合註』の巻首に見え、一百七十九板を重梓したという。ところが明代では宋詩は必ずしも尊ばれず、清代に入つて好まれ始め、錢謙益は絳雲樓に善本を多く集め序跋を書いた中に、『東坡先生詩集』『施註蘇詩』については「其考證人物、援據時事、視他注爲可觀、……詩以紀年爲次、又附和陶一卷、坡詩盡於此矣、讀者宜辨之、」（『牧齋初学

集』巻八五)とあり、手に取つて通覧した程度の言であろうが、従来の分体本でなくて紀年体であり、注が他注に勝るという。清朝で完本を見たのは此の人だけで、後、絳雲樓の書は失火で焼失した。しかし彼の作った『少陵年譜』は正に『東坡先生年譜』に倣つて作つたものである。以後秀れた清儒が次々に『施註蘇詩』復原に苦闘を続ける。『王状元集百家註』などがあるのになぜかというと、分体本は繁碎であり、詩人の生長発展が分らない、注に引いた書名が充分載せてない。注文が大抵改竄してある。殊に百家など多きを誇るのは宣伝的に造り上げたもので真実性がないという批判が見られる。『施註蘇詩』の復原を志したのは、江蘇巡撫であった宋犖が、毛晋汲古閣・徐乾学伝是樓の旧蔵書で残闕三十巻、しかも「蟲蠹腐蝕、脱簡又幾什一」というものを得、詩人で幕客となつていた邵長蘅に補輯を頼み、詩人で詩学に造詣のある顧嗣立とその子宋至、これも進士で詩人、をして助けさせ、短期間八箇月足らずで「施註蘇詩四十二卷東坡年譜一卷王註正譌一卷續補遺二卷」を刊行した。年譜は宿のではなくて、王宗稷の撰、王註正譌は邵長蘅の撰、続補遺は博学で詩人の馮景が施註本に見えない四百余首に注したもの。上覧にも供し、『四庫全書總目』にも入り、欠点は認めつつも、不朽に伝える功は尽くは没すべからずと評してある。形を整えるのが目標で、原注の残闕を整える為に削つたり、無いところは王注等を入れたり、句下の注を篇末に集めたりしてある。この時はまだ考証学は熟していないかったのである。『施註蘇詩』の補輯に参加した顧嗣立に『昌黎先生年譜』があり、宿の『東坡先生年譜』の型に倣つたものであるが、この時、宿の年譜は無かつた。錢謙益の『少陵年譜』を通じて学んだのであろう。顧嗣立と略同時の人で査慎行はいち早く『施註蘇詩』の非を指摘し、邵長蘅等が用いた残存本について、邵長蘅等が採り残した施註を収録し、弁じ難いものは闕くという態度をとり、その他、己の考を補注としたのであるが、それを康熙癸丑(十二年)に始め、壬午(四十一年)に至るまで三十年間、旅中も携え、舟が壊れて泥まみれになつて破爛したのを綴り合せたり、盜に会つたが無事であつたとか、半生の力を注いだ苦心を述べている。しかし彼の死後三十余年、姪の開が乾隆二十六

年（一七六一）補注を以て『東坡先生編年詩』五十二巻を刊行し、折角彼が輯した施注は削つて取らなかつた。但し編年にするというのは査慎行の主張で『施註蘇詩』の「続補遺二巻」も編年に入れた。後の馮応榴はこの『編年詩』に拠つて『合註』を作るのである。乾隆時代に降つて翁方綱は、経書、譜錄・金石・書画・詩文と幅広く多くの著述を残した人であるが、査慎行の補注を見て「方綱幸得詳考施顧二家蘇詩注本、始知海寧査氏所補者、猶或有所未盡、聞前輩於山谷詩任注、半山詩（王安石）李注序葉殘字、皆訪求珍錄、蓋古人一字之遺、後人皆得援据以資考證、是以凡原注所有者、擴殘拾墜（傷んだもの落ちたものを拾い取る）、錄存於篋久矣、歙縣曹吉士從方綱訂析蘇詩、疑義日鈔二二條、遂成此帙、而方綱之管見亦竊附一二於師友緒餘之末者、欲以益彰原註之美爾、」（乾隆四十七年「蘇詩補注序」）と、一字之遺或は擴殘拾墜と厳しい態度を以て、施注を補録すること一百七十五条、自分の考で補注するもの九十四条で『蘇詩補注』八巻を作つた。稍遅れて、鴻臚寺卿、江西布政使、『四庫全書』の編輯にも与つた馮応榴が、査慎行の『東坡先生編年詩』五十巻に拠り、王注・施注・査注を合せて、『蘇文忠詩合註』五十巻を乾隆五十八年（一七九二）に刊行した。七年間の苦心という。先人の功を極力存するようにして自分の考も補注した。殊に施注は忠実に録し、闕けた部分は○を以て現した。古人の一字を重んずる態度である。考証の態度は乾嘉の間に熟成するという。私が読詩会で使つたのはこの書の同治九年の補修版であるが、同治十三年の識語があり、「星實先生（馮応榴の字）蘇詩合註、風行一世、幾於家有、」の語があり、盛んに行われたことが想われるが、この書の施注を録する忠実さが、私共が施注が日本の僧大（一作太）岳の『翰苑遺芳』に形を変えて收められているのに氣附くことになったのである。馮応榴と略同時の人で詩人として評判もあつた王文誥が著書としては二十数年遅れて嘉慶二十四年（一八一九）の序で『蘇文忠詩編註集成』四十六巻『集成總案』四十五巻『諸家雜綴酌存』一巻『蘇海識余』四巻を著した。自序に少年の時から文忠公詩文集を与えられて、一日も左右から離さず、註義を旁搜すること凡そ百十余家という。諸家の注を湊合する態を取つたが、『合註』に引いた施注の闕

文などは削略してある。『總案』は東坡の行事と詩とを合せて年次に記述したもの。梁同書や阮元等の序があり、極めて賞めてあるが、智に溺れて厳しさを欠くようである。かくして宋犖以下著名な学者が利用した施注残本三十巻は清末に袁伯葵が珍藏していたが火災で一小塊として残り、現在は台灣の中央図書館に蔵され、同館の『宋本圖錄』中に周囲の焼けた書影が見られる。この外、北京図書館に卷第十一、第十二、第二十五、第二十六、第四十一、第四十二があり、今は幸にして京都大学人文科学研究所に膠片が得られて景照してある。又別に傅增湘の『藏園群書題記初集』に清末多芸の学者翁同龢に不全本三十二巻が蔵され、貴重なことが述べられている。當時、我々も日本に伝わる施注復原を志していたので、北京へ行く人を通じて翁氏蔵本の行方を再三確かめようとしたが不明ということであった。それが図らずも当時渡米された吉川幸次郎教授から、紐育の翁万戈氏の所にあると聞き、カリフォルニア大学に講義に行かれる小川環樹教授に、遠距離の無理を押して調査を依頼した。同教授は再度赴かれて、闕巻の状況を調査され、北京にあるものと合せれば三十二巻となることが明かになった。かくて我々の輯佚体制は定つたのである。輯佚の対象は五山僧の大岳の編した坡詩の注『翰苑遺芳』二十五巻で、「二十五巻」というのは施注を當時専ら流行していた『王状元集註分類東坡先生詩』に合せて編したものである。中に稀ではあるが、「施注」とか「施顧注」とか記されている。又『遺芳』には、王状元本に引かれている以外の趙次公注が収められ、「次公曰」「肖」「肖次公」「次公肖」としてある（「肖」は「趙」の減筆）。これから見ると、翰苑遺芳とは古くにあつた良い注を集めただという意味を籠めているようであるが、誰もそれを指摘したものがない。『遺芳』は国会図書館に鈔本が伝っているが、普通は『四河入海』中に、万里の「天下白」、瑞溪の「脞説」、江西の「續翠鈔」と共に収められている。又、米沢図書館の『増刊校正王状元集註分類東坡先生詩』に添えて他の抄と共に入っている。大岳は當時尊崇されて相国寺や天竜寺・南禪寺と五山の著名な寺を遷り住した名僧である。我々が『合註』をテキストとして研究を進めて、施注の闕文が適確に補えることが分り、『遺芳』の構成

から施注の改編であると判断した。昭和三十六年科学研究費で「蘇軾詩古注の復原」の研究費が認められたのを機に読詩研究会に継続して参加して居られた鈴木隆・川勝義雄・竺沙雅章・西野貞治四君の協力を得て『遺芳』の分類体を編年体に改編した。同時に輯集した趙次公注は、この人は杜詩にも注したことがあり『郡齋讀書志』(卷一七)に見え、その注は四部叢刊本『分門集註杜工部詩』中にもあり、杜詩と坡詩とに傾倒した人物で有力な注と認められる。かくて清儒の苦心を感じつゝ我々は施注と次公注を輯集したが、施注輯集については残本を計算して卷第一、第二、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十九、第二十の十巻に絞り、残存本三十二巻の出版を期待することにしたのである。

こういう体制で進んだところへ、馮應榴の『合註』では王宗稷の年譜を掲げ、馮氏の案語として「施武子所爲年譜已不傳」と書いている、その施宿の『東坡先生年譜』が出現したのである。宋版東坡集の景印に佚注を添えてと思っていたところへ、中国では早くに伝わらなくなっていた『年譜』が現れたのである。宿の年譜序に「天也」という語が使われているが、『年譜』の出現も天なりといふものであろうか。

東坡先生年譜

東坡の年譜といえば傳藻(藻とも書かれているが古くは藻としていたようである。四部叢刊本『集註東坡先生詩』巻頭に見えるのは藻と書替えたように見える)の『東坡紀年録』と王宗稷の『蘇文忠公年譜』とがあり、事蹟と詩文とを繩い交ぜて年次順に述べてある。宿の『東坡先生年譜』は全く異なるもので、紀年・時事・出處・詩と四区分の枠組にし、それを横列対照しつゝ展開するものである。先例は無いようであるが、『史記』『漢書』などの表に倣つたのであろう。又この年譜に倣つたものでは錢謙益箋注『杜工部集』に附した「少陵先生年譜」があり、錢氏に倣つたと思われるのに顧嗣立の『昌黎先生詩集注』に附いている「昌黎先生年譜」がある。明かに「少陵年譜」に倣つて作つたというものは趙殿成箋注『昌黎先生詩集注』に附している「昌黎先生年譜」である。

の『王右丞集』に附いている「右丞年譜」で、詩人の行動の歳月を順序づけ作品と対照させて其の辞力の少壮者と変るのを見る年譜の特色を主張している。しかし後の二人は宿の年譜を見ることが出来なかつたのである。『蘇詩佚注』に景印して入れた『東坡先生年譜』は二冊に分れ冊尾に「東坡居士紀年二冊善惠軒常住物也年代久遠蠹蝕已甚矣仍使命工補裝且加傍鬚便童蒙云爾 文和七年庚午六月 未雲叟玄宜誌」とあり、文和七年庚午というのはあり得ない。文化七年庚午で、京都の東福寺志や寺に尋ねて玄宜というのは、大機院の宗譜によると「八世東福月耕宜禪師、文化九壬申五月十五日對州以酌菴ニ於テ示寂」とあり、玄宜の玄は他から入つた僧は玄の字を用いるといい、七年は対馬の使者接待の勤番に出ない時であるようである。この鈔本には訓点が施してあるが、玄宜がしたものだろうが、「此一段最難讀今且訓點」と附箋があつたりするが、残念ながら誤読が多い。又景印には現れなかつたが年数の横に朱筆で元号が書き込まれている。玄宜師の筆であろう。この鈔本は当然のことながら原本の行字詰を守つたようで正格である。即ち巻首の序文は十五行行二十一字、年譜の紀年は行四字。時事・出処・詩は行七字。跋は行二十三字。稀に誤写の字があり字の右肩に小圈をつけてある。尚おこの鈔本は富岡鉄斎の旧蔵であるが、「畫禪盦」（蘇詩佚注の解説では畫字を脱した）「聚蘇書寮」「鐵空」等の印がある。

名古屋市蓬左文庫蔵古鈔本

昭和五十年出版の『同文庫漢籍分類目録』では、「東坡紀年錄一卷一冊」となつて居り、杉浦豊治氏の『蓬左文庫典籍叢錄』駿河御譲本では「東坡年譜」横に「東坡紀年錄」として
此御本寛永之御目錄東坡年譜與有之候

とある。昨年十一月に同文庫を訪ね、閲覧の上、複写が得られたので前の年譜と対校した。この本の巻尾には「□永二

十七年歲次庚子春三月於龍阜之萬秀山下書了」とあり、闕字の所に應と細字が記され、龍阜の横に「南禪寺ノ「也」とある。大岳が南禪寺に住したことを思い出す。仮にこの本を応永本、前の本を文化本と呼ぶ。応永本の最初には東坡の行動した二十九の地名が稍大きな一字或は二字で横列してあり、その下段に仁宗と徽宗とを記し、更にその下に年月と行動が一行又は二行に書かれて居る。早見表の如きもの。次で東坡紀年錄 儂谿傳深編纂とあり、東坡の生涯を記した『紀年錄』巻頭の文がある。文庫目録の書名は巻頭の書名を取られたもの。次いで文化本と同じく巻頭の陸游序・施宿序があり、その次に

眉陽三蘇先生年譜

左朝請大夫權發遣成都府路提點刑獄公事何掄編

とあり、続いて「大中祥符二年老蘇先生生於是年」から「景祐二年元年」までの老蘇の記事がある。一見して三蘇先生年譜の記事と分る。以下は施宿の東坡先生年譜と同じ枠組で続き、年譜枠の右肩に「大全年譜五羊王宗稷年譜」と細書してある。年譜の上の欄外に所どころ或は少しだが枠内空白にも書込の形で記事がある。『東坡先生年譜』が終つて後、「崇寧元年から政和八年蘇轍が卒するまで」の記事があり、何掄の跋の如きもので終り、最後に宿の跋がある。何掄の跋中に「三蘇年譜云々」の語があり、崇寧元年以下は『三蘇年譜』の記事と思われる。問題は『東坡先生年譜』欄外とは僅かだが枠内空白の書込であるが、治平四年までの「老蘇云々」という蘇洵の記事は『三蘇年譜』から採つたことは確実、残りの大部分は王宗稷の年譜から採つたものと見られる。年譜の初の枠外に王宗稷の年譜名が書かれているのはその意味であろう。治平二年年譜出處の記事の末に「王氏」と細書してあるのは、王譜と通じることを記したものようである。少し王譜と合わないもの、例えば元祐三年の書込は王譜と合わせ『續通鑑長編』に通じるように見えるが、むしろ『三蘇年譜』に採つたのである。別の書から採るとは考えられない。要するに応永本の書込は初に『紀年錄』

の初の蘇洵略伝のような文を探り、次いで『三蘇年譜』から景祐元年までを探り、『東坡年譜』と重なる部分は三蘇年譜と王譜から東坡年譜と重ならない記事を探り、崇寧元年からは（蘇轍の記事を）『三蘇年譜』から探ったというものである。応永本は今、書込といったが全部一筆で転写したものであり、前のものが刊本に書き込んであったのか、全部鈔本であつたのかは分らない。早書きしたもの、記事を読みつゝ写したのでなく文字を拾いつゝ書いたもので、その為の誤写が多い。例えば鹽が監、餞が錢、誠が誠と誤っている。又時事、出處、詩の枠を誤ったところもある。このまゝで困るのは紀年に対応する詩が別の紀年の下に外れている。これは行と字詰を限定しなかつた為で、このような形の年譜は特にそうであるが、一般に写本は原本の行格を守るべきものである。嘉祐六年の「六年辛丑」が脱し、詩の四篇の題名も見えない等。しかし鈔本はいざれそういう欠点を持つもの、古鈔本は厳然とその価値を持つ。文化本が無ければ唯一の『東坡先生年譜』の形を保持するものである。現に文化本が三枚の落丁があつたが確実に応永本で補うことが出来た。貴重なことである。落丁三枚は

- 一（熙寧）六年癸丑（詩）述古邀城外尋春の次行から（蘇詩佚注本26頁の次頁となる。）
- 二（熙寧）六年癸丑（詩）次韻述古過周長官夜飲の次行から（蘇詩佚注本28頁の次頁となる。）
- 三（紹聖）元年甲戌（詩）江西の次行から（蘇詩佚注本97頁の次頁となる。）

落丁を補えるばかりでなく、文化本の蠹蝕して闕字となつたものが補える。

陸游序 第二十五行 二五六六年
終より第三行目 可以無憾

如至能所託（文化本應永本共に能字を脱す）

第二十九行

斯文。

末行

陸游序。

施宿序 首行

東坡先生詩。

第三行

會乩（稽）

第十六行

興逸

第二十行

爲時天人

第二十九行

取新法罷行之目。

第三十行

庶幾觀者

年譜元豐五年時事 第二行

左僕射

年譜元豐五年時事 第七行

善吹。

年譜元豐八年時事 第八行

鶴南飛

年譜元豐八年時事 第十三行

中書侍郎

年譜元豐八年時事 第二十六行

遺直坊

『三蘇年譜』の何掲の語を見ると、成都の役人になつて年譜の資料を得たとあり、杜甫や韓愈・王安石に年譜があるのに東坡はないともい、紹興中の王宗稷の『蘇文忠公年譜』を成都に居つて見ていないようだとすると、比較的早い人であろうか、又遅いとしても、『郡齋讀書附志書目』卷五上に見えるからそう下るまい。中国よりも日本の五山僧に

は活用されて『四河入海』中に引用されて居り、卷一に「眉山先生紀年之歌」があり、卷二十五の末に万里の此の歌の注があつて「此紀年歌以何榆。三蘇年譜爲起本」とある。中に施宿の年譜、傅藻の紀年録と三蘇年譜とが屢々対比してある。こういう状況であるから、応永本に見られるような書込が行われたのである。著者何榆の榆が応永本では榆に作り、『郡齋讀書志』と『四河入海』は榆となつていて、榆が正しいのであらう。

さて応永本は東坡紀年録と発表された為に、中国にも伝らなくなつた年譜であることが隠されていたが、この鈔本の構成から書名をつけるなら「東坡先生年譜二卷 宋施宿撰 日本闕名増輯」、或は「三蘇年譜二卷 日本闕名輯」（何榆ではない）とならうか。

『蘇詩佚注』は佚注で施顧注東坡詩の残存本が出版されて施顧注が完本に近づくことが願いであり、それに貴重な宋板東坡集と佚書東坡先生年譜を組合して昭和四十二年に出版することが出来た。その秋、台湾に行く機会があり、『蘇詩佚注』を有力な学者に献呈した。民国五十八年芸文印書館から翁万戈氏蔵であった宋版を出版され、歐書を善くした傅穉の書というものを我々も手にすることが出来た。その後民国六十七年には不法者が盜印したといい、六十九年に鄭騫・嚴一萍編校で『増補足本施顧註蘇詩』が出版された。『蘇詩佚注』も参考されて『年譜』も入っているが、形式が不便であるとして直式に改めてある。印刷部分陸游と施宿の序文は数字が變つており、脱字もある。しかし施注の大部 分は景印である。清儒が古人一字の遺を尊びつゝ苦心したことを思えば坡詩研究は山路を越えて大道に出たようである。

是命尋命安石提

舉詔進士諸家同

出身自今並令試

律令大義或斷案

詔以朝集院為律

學置教授四員命

官舉人並許入學

課試詔民輸免行

錢初在京市易務

召在京諸行人充

本務行人至是令

免者輸錢

十二月詔內自政

府百司外及監司

諸州歲增胥吏祿

次韻章傳

用鱗字韻求述古

移厨飲湖上

飲湖上初晴後雨

春分後雪

季節推留風水洞

見待

和季節推風水洞

獨遊富陽普照寺

自普照遊二庵

山村

綠筠軒

湖上夜歸

寒食未明至湖上

吉祥寺桃花將落述

並取足於坊場河
渡市例免行役剩
息錢是歲王韶復
河洮

古不至
述古聞知明日即
來

於潛刁令野翁亭
於潛女

昌化治平寺

與臨安令劇飲
泛湖遊北山

會客有美堂和周
鄒見和

八月十五日觀潮
臨安將軍樹

雞石鏡

陌上花

遊東西巖

述古責不赴會次

前韻

和述古冬日牡丹
吊海月辯師

和錢安道送茶
安道令歌者道服

雙竹湛師房

和劉子玉喜雪
雪後至臨平僧舍
夜至永樂文長老

院

柳氏外甥求筆迹
除夜野宿常州城

外

送杜戚陳三掾罷

官歸鄉

追和子由去歲試

舉人洛下樓上

晚景

過廣愛寺

石淙莊

有美堂暴雨

榮長老方丈

與述古自有美堂

夜歸

水樂亭歌

次韻周長官同餞

魯少卿

過丹陽守魯元翰

謁惠山錢道人

七年甲寅

正月詔諸州額外
造酒以違制論

是歲六月始自常
潤還

請復諸路提舉常

平官

六月責降呂大防

劉摯等

七月追降司馬光

呂公著等及責降

元祐以來用事人

九月復罷制科

十二月復在京免

行錢范祖禹黃庭

堅以史事貶

過廬陵作秧馬歌

入贛過惶恐灘

齋孤臺

廉泉

塵外亭

天竺寺

過大庾嶺

韶州望韶石

南華寺

月華寺

碧落洞

峽山寺

清遠縣見顧秀才
談惠州之美

蒲澗寺

贈蒲潤長老

發廣州

浴日亭

宿寶積院示兒子

過鳴字韻

寓居合江樓

遊白水山佛迹巖

湯泉

松風亭梅花

贈朝雲

子由新修汝州吳

生畫壁

寄鄧道士

惠州上元

栖禪精舍和兒子

二年乙亥

七月戶部尚書蔡

京請復齒

八月詔呂大防等

先生在惠州

正月遊羅浮

三月遊白水山